

日向市特定事業主行動計画

令和8年4月1日

日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会

日向市消防長 日向市農業委員会 日向市選挙管理委員会

日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市が特定事業主として女性職員の職業生活における活躍推進及び全職員の仕事と家庭生活の両立を実現するために策定するものである。

本計画は、次の任命権者が連名で策定・公表するものである。

日向市長 日向市議会議長 日向市教育委員会 日向市消防長 日向市農業委員会

日向市選挙管理委員会 日向市代表監査委員 日向市公平委員会 日向東臼杵広域連合長

1 計画期間

本計画の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

※社会情勢や国の政策の動向などを踏まえ、必要に応じて随時計画の見直しを行うこととする。

2 計画の推進体制と実施対象

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍と子育て支援を推進するため「日向市特定事業主行動計画策定推進委員会」を設置し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

本計画の実施対象は、会計年度任用職員を含む全ての職員とする（適用されない制度を除く）。

3 数値目標と、目標を達成するための取組

「日向市特定事業主行動計画策定推進委員会」において、女性職員の職業生活における活躍と子育て支援に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その結果をもとに、次のとおり目標を設定し、達成に向けた取組を実施することとする。

(1) 職員の配置・育成・教育訓練（女性活躍推進）

<目標 ①>

係長以上の女性職員の割合について、令和12年度までに35%にする。

令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度 目標値※
32.6%	33.0%	33.5%	34.0%	34.5%	35.0%

※消防本部・消防署を除く

<取組内容>

- (1) 女性の活躍推進に資する研修について、キャリア段階に応じた計画的な受講を促進する。
- (2) 女性職員にも多種多様な経験を積む機会を与えるため、計画的なジョブローテーションを行う。
- (3) 女性職員が出産・育児をしながらキャリア形成していくイメージを持つことができるよう、多様なロールモデル・キャリアパス事例を示す。

<目標 ②>

女性職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備として、セクシュアル・ハラスメント等の対策を徹底する。

<取組内容>

- (1) ハラスメントに関する研修を実施し、職場全体で防止に努める。
- (2) ハラスメントの指針や通報窓口について全職員に周知し、相談しやすい職場環境の整備を図る。

<目標 ③>

女性の健康上の特性が就業継続やキャリア形成の障壁とならないよう、全職員のヘルスリテラシーの向上を推進する。

<取組内容>

- (1) 女性の健康上の特性に関する研修を、職員全体を対象に実施する。
- (2) 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の充実を図るとともに、時差勤務やテレワーク等の多様な働き方の実現を推進する。

(2) 仕事と家庭の両立（子育て支援）

<目標 ①>

令和12年度にかけて、時間外勤務時間数（災害・選挙等の年次的なものを除く）を、前年度比3%ずつ削減する。

令和2年度から令和6年度までの平均	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2028)年度	令和12 (2030)年度
65,611 時間	前年度比 3%減少	前年度比 3%減少	前年度比 3%減少	前年度比 3%減少	前年度比 3%減少

<取組内容>

- (1) 「時差出勤制度」や「テレワーク」等の適切な活用を促進し、働き方の改善に努める。
- (2) 所属長は、所属での業務分担の工夫や業務改善などのマネジメントを推進する。

<目標 ②>

令和12年度までに、新たに制度が利用可能な男性職員の2週間以上の育児休業取得率を85%とする。

令和 6 年度の男性 職員の 2 週間以上 の育児休業取得率	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度	令和 12 (2030)年度
27.8%	85%	85%	85%	85%	85%

<取組内容>

- (1) 特別休暇制度について、定期的に庁内電子掲示板に掲載するなど、周知を徹底する。
- (2) 所属長は、男性職員が連続して休暇を取得できるよう、職場内での応援体制を作る。
- (3) 取得事例について庁内で共有するなど、職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成を図る。

<目標 ③>

年次有給休暇の平均取得日数を 13 日以上とする。

令和 6 年度平 均取得日数	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度	令和 12 (2030)年度
12.3 日	13 日	13 日	13 日	13.5 日	14 日

<取組内容>

- (1) ゴールデンウィーク、夏季、年末年始等に合わせた取得を奨励し、連続休暇の取得を促す。